

【別添1】

令和7年度歴史的建造物（心光寺）調査委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度歴史的建造物（心光寺）調査委託業務（以下「本業務」という。）

2 業務場所

心光寺（鳥取県米子市寺町39）

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4 委託概要

- ・歴史的建造物の測量調査を行い、平面図、立面図、断面図及び配置図を作成する。
- ・その他詳細は、別添2令和7年度歴史的建造物（心光寺）調査委託業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）のとおり。

5 一般事項

（1）適用

ア 令和7年度歴史的建造物（心光寺）調査委託業務仕様書（以下「本仕様書」という。）は本業務について適用する。

イ 本仕様書に規定する事項は、別に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

（2）受注者の負担の範囲

ア 本業務に必要な労務、材料、工具、計測機器、仮設資材等の機材は、全て受注者の負担とする。

イ 本業務に必要な試験及び検査に係る費用は、原則受注者の負担とする。

ウ 本業務に伴い、既存部分を汚損又は損傷した場合は、既成にならい補修すること。

（3）関係法令等の遵守

本業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

6 提出書類

特記仕様書5のとおり。

7 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

8 再委託の禁止

（1）受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

（2）発注者は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合

イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

9 守秘事項等

（1）受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

（2）受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（3）受注者は、本業務に従事する者並びに8の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、（1）及び（2）の規定を遵守させなければならない。

- (4) 発注者は、受注者が（1）から（3）までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1) から（4）までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

1.0 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

1.1 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

1.2 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち会わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

1.3 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

1.4 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

1.5 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1.6 責任の制限

双方の責めに帰すことのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1.7 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内に完了報告書及び6に示す事項を記載した記録（以下「完了報告書等」という。）を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1)の完了報告書等を受領した日から10日以内に又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに委託業務の完了を確認するための検査を行う。
- (3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)及び(3)の規定を準用する。

1.8 委託料の支払

- (1) 受注者は、委託料を請求する場合は、1.7(2)の検査合格後に行うものとする。
- (2) 発注者は、1.7(2)の検査を行った結果、委託業務を合格と認めたときは、その日から30日以内に委託料を支払う。

(3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

19 違約金

受注者は、3に規定する業務期間内に本業務を完了できなかつたときは、委託料の額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数1日につき、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

20 その他

本仕様書に記載されていない事項は、発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。